受理番号及び 受理年月日	所 管	件	名	及 ひ	· 要	归		提	出	者	
		<b>安の</b> ▶ 費れ下々く者 わ限保なに 名場が めのるま各せに <b>どわ</b>	生保 社が年実にはよりのあいまにには、 旦に所のを生保 か育 会で4施るて度所入入な受念一改い育た母で保度施を育行 保子かしがい内保に所施けさ人善る士ちがい育に責名で で	らを ともから新にが以ったに保て保る一足発心。学いをれ充 税・「と制もほ外てめバ育い育な方に達し「童て果の子子し度かとは、のラにる士ど、悩とて子保もたっ育どではかん市新旅バ格とが保保ま生働育育児せ	<ul><li>うせ 体でもいこわど町の設さ差に受育者と活くて・重るにる 改関・るれら知村就探ながろけ所士れをこ王子福よる事事子。まずらは労も基生で持整のて豊と国育祉う、とのがも事である。</li></ul>	<b>育に</b> の法で、されば、なまで、ないで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これ	て と立制自制でな施育壬さ環 り、こ し子 の1支しし制治度あい責時とれ境 人、非 て育を期項援てた。体をる。任間なるが 数保正 いて推待にと、。(は大保 をにるこさ を育規 く支進がああ消そ以着き護 負上。とら 15	よりよい保育代表世話人	をもとめる鳥取 畑 千鶴 <i>)</i> 呉浜町泊 711)	県実行委員会	
		▶陳情事項 1、市町村が児童 よう必要な支払			夏の保育第	<b>尾施責任</b>	を果たせる				

- ①、新制度の検討にあたっては、すべての子どもに平等かつ 必要な保育を保障する観点から、施設及び事業によって子 どもが受ける保育に格差が生じないように必要な支援をす ること。
- ②、保育の質の維持向上のために、現在行っている県の単独 助成は維持・継続し、現行水準を後退させず改善・拡充す ること。
- ③、県として「地域子ども・子育て支援事業計画」の策定が 義務付けられることから、「子ども・子育て会議」の設置 には、広く情報提供のもと複数以上の公募者を加えること。
- ④、市町村の責任を形骸化させる幼保連携型認定こども園へ の誘導はしないこと。
- 2、保育・学童保育・子育て支援施策の拡充のために、予算を 確保し改善・拡充すること。
- ①、3歳未満児のいる保育施設には、看護師又は保健師の配置ができるよう人件費助成をすること。
- ②、保育士・学童指導員・幼稚園教諭など、人材の育成・確保と保育・教育の質的向上を図るために財源を確保し、職員の処遇改善を行うこと。
- ③、小学生で必要とする子どもたちに、良質な学童保育を保障できるよう市町村に対して財政支援を行うこと。
- 3、認定こども園の認定基準について
- ①、「認定こども園」の県認定基準で、3歳以上児一クラス35人の児童数を30人に改善すること。
- ②、すべての子どもに温かく安全な給食が提供できるよう自園給食室(調理室)を必置とすること。
- 4、認可外保育施設に対して保育の質的向上のために指導・助成を行い、今まで以上に研修の機会を多くすること。